

# じんけん

JINKEN  
第154号  
(通巻 281号)  
2023年12月7日発行

## INDEX

<b>特集1</b>	第45回大分県人権・部落差別解消教育研究大会ならびに第8回大分県人権・部落差別解消保育研究集会 ヒューライツフォーラム2023中津大会	2
<b>特集2</b>	研究課題2023 (その③) (最終)	6
第2回部落問題学習実践講座	～部落問題学習「水平社宣言から学ぶ」の授業をつくる～	4
第3回部落問題学習実践講座	～玖珠郡の部落の昔と今から学ぶ～	4
第49回九州地区人権・同和教育夏期講座に参加して	佐伯豊南高校 渡邊 洋さん	9
県人教専門委員から「つづる」ことを通して	コラム	11
懐かしい同和教育(3)～寺澤 亮一さん～		12



 公益社団法人  
大分県人権・部落差別解消教育研究協議会

大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館内  
TEL: 097-556-1012 FAX: 097-556-0864

URL <http://kjkcoita.jp>  
E-mail [hello@kjkcoita.jp](mailto:hello@kjkcoita.jp)



◀大分県人教の  
ホームページは  
こちら

印刷 小野高速印刷(株)

第45回大分県人権・部落差別解消教育研究大会ならびに第8回大分県人権・部落差別解消保育研究集会

# ヒューライツフォーラム2023中津大会

10月20日(金)・21日(土)の2日間、中津文化会館を全体会場として、中津市内の12施設14会場を設けたヒューライツフォーラム2023中津大会(以下HF2023)が開催されました。



本大会は、4年ぶりの制限なしでの集合開催となりました。開催にあたって、HFをどう再構築し、持続可能な大会運営にできるかを追求しながら、モデルケースになっていけばとの思いをもちながら準備してきました。そして、地元実行委員会と各地区研究会等と連携しながら無事開催が実現しました。

## オープニングは、中津市立上津小学校「上津繁昌太鼓」

地域の伝統・文化を継承しようと、上津小1～6年生全員で和太鼓「上津繁昌太鼓」に取り組んでいます。子ども同士の絆を深め、演奏で地域を元気にする太鼓をめざしての演奏でした。



記念講演は、奈良の水平社博物館から駒井忠之さんに来ていただき、「人の世に熱と光を 一水平社創立の思想に学ぶー」という演題でお話し願いました。以下、参加者の感想を紹介します。

- ・水平社宣言の中の一つ一つの言葉の中にある思い、考えが詳しく説明していただいたおかげで、宣言の意味、内容がより深く理解できた。差別の解消は、日々の努力を続けなければならないということ、差別の現実を知ることが大切であることを改めて思い知らされた。
- ・水平社創立についてや思想を今まで知ることなく歴史の授業で少し学習した程度だったので、難しいイメージだったが「人権が明るい」という言葉に楽になったように思う。自己肯定感の低い児童に対しての向き合い方、当たり前だが知ること、寄り添うこと、多様性を受容することを今一度見つめ直していきたいと思う。

今回のHF2023の参加者は、998人(招待参加者含む)となりました。県人教会員だけでなく多くのみなさんが参加してくださりました。お忙しい中にもかかわらず、県内各地よりご参加ありがとうございました。部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消していくための教育の大切さを、参加者全員で考え実感していくことができた大会になりました。

次年度のHF2024は玖珠町・九重町での開催です。各地区から報告される実践報告を柱として、より多くの方がつながれる学びの場づくりを進めていきたいと思えます。



## 分科会によせられた感想の紹介（一部抜粋）

- ・自分の中で、「寄り添う」って何かと問いを持っていた。レポートを聞き、こどものことは、行動の背景にある思いを知ろうとすることなんだと気づくことができた。答えは1つではないが、1つ答えを見つけられてよかった。また、子どもの力を信じることも大切だと感じた。教員の役割は一人ひとりの子どもの思いを他の子どもたちとつなげることだと思った。【第1分科会】
- ・竹田高校の報告を聞き、今日参加して良かったと心から思った。なかまづくりを進めるには、まず教員が「差別をなくそう」という熱い思いを持たなければと思っているが、周囲の教員が本音で語って火をつけなければと思う。今まで、「私は、当事者ではないから、きれいごとになってしまう」と思っていたが、今日の報告を聞いて、私自身が思いを語って火をつける側になろうと、そのためにももっといっぱい学ぼうと決意を新たにした。【第2分科会】
- ・高校の人権LHRを意図的に変えようとする姿勢に共感した。人権教育主任の思い、が子どもたちの教育には、大きく影響を与えると感じる。支援学級の子どもたちへの理解が集団の中で、どれくらい進んでいるか、同じ場の空気を感じながら、互いに育つ可能性を信じて実践していくことを希望する。【第3分科会】
- ・普段社会教育の活動も知る機会がなかったので、貴重な時間となった。【第4分科会】
- ・レポートに担任と中心児のエピソードが多く、周りの子どもの様子が書かれていないレポートが増えているようで気になる。そこがなかまづくりの核となるので、学校のやくわりの大きさも再確認できたが地域、関係機関、学校がどのようにつながっていくかがとても重要だと思った。【第5分科会】
- ・自分の実践、特に私自身の差別心と向き合う時間でした。あの子に対する私の声かけ、行動はどうだったのか、「あの子のため」と言いつつ、自分の考えを押しつけていただけだったのではないか。こうやってたくさんの人の話を聞きながら、自分と向き合うことは大切だと思う時間でした。【第6分科会】
- ・実践報告やみなさんの話を聞く中で、たくさんの子どもの顔が浮かびました。学校が楽しい、安心して過ごせる集団づくり、そして子ども一人ひとりの背景まで見て向き合えるように、また月曜から頑張ろうという気持ちになりました。【第7分科会】
- ・“繋がり”が大切だなあと改めて感じました。すべての子どもたちが居心地のいい学校にしていくには課題が山積みだと日々感じますが、丁寧に、根気強く、向き合い続けていくことが必要だと思いました。また、子どもや保護者だけでなく、教員同士が良好な人間関係を築いて、みんなて助け合いながら一人ひとりの人権が尊重できる教育実践が出来たらと思います。【第8分科会】
- ・子どもや保護者との関わりを深めることが、差別解消の取り組みをすすめる上で最も重要であることを再認識出来ました。如何に本音で話す関係を築き上げるかがスタートの鍵となるものと思いました。【第9分科会】
- ・自分自身に変容できる「柔らかさ」が大切だと思いました。多様性こそあたりまえということ、教職員が気づいたことが大きな変容であった。本人だけに変容を求めるのではなく、周りが本人のあたりまえを受け入れ、ともに成長していく大切さを感じることで、本人も周りも成長していくことが出来ると思いました。【第10分科会】
- ・「進路保障」の考え方を、保・幼・小・中・高の連携の中でもっと考えるべき。「この子の学ぶ権利は保障されているか」、「将来自己実現できるか」を人権教育の中心に据えていきたい。【第11分科会】
- ・私は現在偏食の児童担当で、日々食べられる食材を広げようと励んでいます。“食べることは生きること”と思っています。生徒たちにとって夢ある未来がつくられていけるようにと思い、自分には何が出来るかなと思いました。発語がなく、知的、多動の特性も持つ自閉症スペクトラムの児童と重ねながら話を伺いました。保護者と児童にとってどうすべきか、私も考え中です。共感しながら学ばせてもらいました。後半の討論は自分出来ることを考えさせられ、充実した研修を受けさせていただきました。【第12分科会】
- ・自分は中学校教員で、今は交流で特別支援学校に勤めています。今日のお話を聞いて、高校に入ってからも「進路保障」をしてくださっているのだと安心しました。一人で抱えるととてもつらいです。「一緒にやるよ」と言ってくれる先生が増えると、先生も生徒も救われていくのではないかと思います。これからも学び続けていきたいと、改めて思わされた今回の研修会でした。【第13分科会】
- ・ヤングケアラーの定義から現実を学び、驚いている。ただ現実的に本人の自覚も薄く、家庭のことであり、支援は厳しいものだということが、なんとも複雑な思いである、ただ、自分たちが、気づくことから大切なことだと思う。【第14分科会】

## 第2回部落問題学習実践講座

### ～部落問題学習「水平社宣言から学ぶ」の授業をつくる～

10月12日（木）に第2回部落問題学習実践講座を開催しました。参加者は40名（小13、中9、高7、支援3、社8）でした。県人教事務局の時枝武敏さんがかつて学校現場で実践した内容を報告しました。以下に簡単な授業展開を示します

- ①部落差別とは何かを学ぶため人権バンド願児我楽夢の「招かれなかったお誕生会」を聞かせ、「A子ちゃんが招かれなかったのはなぜか」を問い、理不尽な差別が存在することを気づかせる。
- ②江戸時代の身分制度で身分が親から子へ受けつがれたこと、解放令の意義と民衆の根強い差別意識について説明し、疑問に答え、プリントの空欄を埋めていく。
- ③教員から「部落差別」について聞き、理不尽な差別を残している考え方が自分の中にあるのか考えさせる。
- ④月刊「部落解放」に載っていた園田雅春さんの実践をもとに、1922年につくられた水平社宣言を現代風に訳したものを生徒に読ませる。
- ⑤各自が水平社宣言の印象に残った所に線を引き、その理由を書かせる。

これを参加した教職員で実践し、線を引いた理由を説明しあった。その発表を交流しあうことで、自分と近い感情や気づかない受けとめがあり、アクティブラーニングのヒントとなりました。

## 第3回部落問題学習実践講座

### ～玖珠郡の部落の昔と今から学ぶ～

11月2日（木）午後から開催しました。玖珠町、九重町の被差別部落の歴史に関わるフィールドワークと懇談会が主な内容です。

最初に九重町の集会所で開会行事を行いました（写真①）。小学校の部では藤田県人教会長も自主参加しており、参加者は、全部で24人（小5、高9、特支1、社6、事務局3）でした。

玖珠町の被差別部落では警吏の役があり、九重町の被差別部落では「いなかの権利」（牛、馬移動・売買権利）

がありました。この2つの被差別部落は、行政区は違いますが隣接しており、次第に生活面で交流も深まり、共同体意識はできています。その件については県人教ニュース149号、さらに詳しく知りたい方は『古老の「語り」から』（玖珠郡部落史研究会 発行）を見てください。

フィールドワークは、2班に分かれて説明を受けていきました。部落の全景を見られるところでは、同和対策事業でできた住宅、道路整備について説明がありました。

同和対策事業に対する周囲のねたみ意識を

写真①



写真②



時折聞くことがありますが、この地域では写真②の真ん中に道路があり、その上側が被差別部落の圃場であり、下側が部落外の圃場です。同和対策事業の対象地域を隣接地域まで拡大して進めることにより、部落内外同時に農業生産性の効率が上がり、共同意識も高まっていると説明がありました。

フィールドワーク後に参加者は4つのグループに分かれて、両支部の方々と懇談会をおこないました。参加者からはフィールドワークの感想、疑問、各自の最初に部落問題を知った時の思いなどを話していきました。

九重支部や玖珠支部のみなさんからは、被差別部落ということを知った時のこと、地域で起きた部落差別、我が子に部落のことを伝えた時のこと、結婚する際の不安とその後等を語ってもらいました。

紙面の都合上、抜粋になりますが、参加者の感想を紹介します。

- ・対話会では、ご自分の経験、特に子どもさんが学校のPTAでの宣言の話がとても印象に残った。そのような強い気持ちや勇気がどこから出てくるのかと感じた。
- ・九重の女性の方の息子さんが「自分は大阪（東京？）に住んでいるが差別から逃げているわけではない」と言われた言葉が胸に残った。そのような思いを抱えなければならない社会にはまだまだ差別があると思うことだと思ふ。
- ・成人した子どもが都会で生活していても子どもの時に学んだことは決して忘れないと言った言葉の重みに学習の大切さと、人と人のつながりの大切さを認識した。
- ・大事なふるさとなのに、それに対して差別的なことを言われたり、環境改善が進まなかったり、スゴく腹立たしいが、それで終わらず、立ち向かって、そこに誇りを持っている。自分の心に熱い思いをもらえた。子どもたちに反映したい。
- ・分水路の7：3（地区が7）に分ける分水約定書の取り決めには、久留島藩の調停にどれだけの背景があったのかよくわかった。
- ・住環境や水問題は被差別部落と言われた地域共通の問題だったんだと感じた。
- ・一見すると普通の農村のように見える場所に、地域の人々の部落問題に対する歴史があることに深く考えさせられた。
- ・何故この場に参加しているのか考えた時、「差別の厳しさが本当にわかっていますか？」と言われ、黙り込むか、反発するかのどちらかで前向きな進歩はありません。生の声は真実であり、良いことなんです…。
- ・このように地区の人たちと一緒に話せた事、この年になって幸せだと思う。私には想像できない事ばかりで、気持ちが高まっている。子どもたちの為にもっと学んでいきたい。
- ・部落問題の授業をする時に、子どもたちに差別に対して怒りを持たせたり、おかしいことをおかしいと言える人に育てたりということをめざしていこうといわれるが、実体験を聞いて、その必要性を実感した。私たちは教育で子どもたちに伝える機会があるので、しっかり頑張ろうと思った。

研究課題（その③）（最終）について

前号に続いて、研究課題を掲載します。書面の都合上、各項の重点課題と実践事例、その他一部の文面を省略しています。完全版はホームページにありますので必要な方はそちらをご確認ください。

# 研究課題2023（その③）（最終）

## Ⅲ. 研究課題とその具体的なすすめ方

### Ⅲ-5. 子どもたちの未来を確かなものにする「進路・学力保障」

#### （5）中途退学・休学について

県人教の行った高等学校中途退学・休学者実態調査によると、2021年度の中途退学（転学を含む）は689人で退学率2.37%となり、前年度より143人の増加となりました。

退学理由では、「本人の意思による退学（転学）」が56%を占めています。また、「不登校」の原因についても2019年度から詳細項目を設定した結果、「自分では頑張ろうとしたがどうしてもなかった」が最も多く27%、そして「身体状況によりやむを得なかった」「友だち・人間関係がうまくいかなかった」がそれぞれ14%と続いています。

私たちは一人ひとりの子どもの願いを実現する進路保障をしていくためにも、ただ単に進路先を斡旋して入学させるのではなく、その子の将来を見据え、子どもや親と共に考えて、進路決定をしていくことが大切です。また、途中で「学び直し」を選択する子どもがいつでも相談にいくことができるつながりをつくっておくことも大切です。

#### （6）進路・就労保障について

「進路保障は同和教育の総和」と言われ、子どもたちの未来を保障するための取り組みとして、「全国高等学校統一用紙」の取り組みが1973年から全国的に行政指導されました。「全国高等学校統一用紙」は、事業所に対して受験生の能力や適性と関係のない個人情報の収集を制限することで、就職差別をなくしていくための大きな役割を果たしてきました。「全国高等学校統一用紙」は、また新たな改訂が模索されていますが、どう改訂されてもその根底にあるのは、この統一用紙自体が「本人の能力や適性と無関係の所で合否を決めないでほしい」というメッセージです。県教委の就職アンケート調査によると、県内では2022年度は17件15企業（※公務員を除く）の問題事象が報告されています。内訳は、家族のこと3件、求人票と違う試験2件、部活をしない理由3件、持病・既往症2件、携帯電話番号1件、欠席の理由3件、尊敬する人2件、住所3件でした。

その中で私たちが大切にしなければならないのは、子どもたちの悔しい思いや声を拾い集め、事業所や社会全体へ丁寧に届けていくことにより、事業所や社会全体の理解を求めることです。2022年度の大きな課題は、「保護者の理解を得られず、取り組みが出来なかった」事例が複数件あったことです。

労働安全衛生規則が定める「雇入時の健康診断」は、応募者の採否を決定するためではなく、入職後の適正配置と健康管理を目的にしたものです。就職選考時の一律な「健康診断」によって、応募者の適性や能力を判断するのに必要のない事までが把握されることになり、結果として就職差別につながりかねないという理由で、真に必要なものと認められる場合を除いては雇入時の「健康診断」は実施しないように、私たちの取り組みを受けて労働行政も強く指導しています。特に色覚検査の実施が多いのが気になります。少数色覚者を検査結果のみで排除するのではなく、仕事内容で判別できるのかどうかを重視したり、色だけでなく形や模様を加えることでカラーユニバーサルデザイン化をして仕事しやすい環境づくりを求めていくことが重要です。

#### （7）応募前職場見学について

「応募前職場見学」の制度はミスマッチによる離職を減らすための「職種」体験が目的で始められた制度ですが、実際にはその「職場」を体験する「職場」体験の場になっています。その結果、職場での働きを実体験できるという利点がある反面、事前選考の場となりかねない状況にあり、たいへん問題があります。家族状況を聞かれたり、法律で禁止されている社用紙に類する書類を提出させられたり、実質上の選考がなされたケースも報告されています。

#### （8）「進路保障におけるさまざまな人権課題」に向き合って

##### ①外国にルーツを持つ子どもたちの進路保障（在住外国人教育）

日常会話ができるようになって、「学習言語」（教科の専門用語などの理解）が身につくまでにはさらに数年かかると言われていいます。日本語指導を受けられないことで教科の理解が進まず、それが「個人的な能力不足」とであると判断され、高校進学や就労の夢さえ失っている生徒がいます。

また、「入管法」（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律）、「住基法」（住民基本台帳法）改定後の外国にルーツを持つ子どもたちの状況把握や、在日コリアンに対する差別問題など、課題は山積されています。

##### ②色覚検査について

かつての石原式検査表による「色覚検査」で色覚「異常」と判別された子どもたちは、間違った知識による誤解や偏見を持たれたり、

進学・就労の道を閉ざされたり、さまざまに差別の対象とされてきました。しかし、石原式色覚検査で色覚「異常」と判別されても、大半の人はなんら支障なく学校生活や業務を行うことができ、業務に特に支障がないにもかかわらず事業主が採用を制限するなどの問題が起きていました。その反省から、厚労省は2001年に労働安全衛生規則の「雇入時健康診断」から、また文科省は2003年に学校保健法施行規則の「定期健康診断」の必須項目から、「色覚検査」を削除しました。

しかし、自分の色覚特性を知らずに不利益を被る子どもたちがいるという理由で色覚検査の再開を求める声も一方でありました。その声を受け、文科省は2016年に「色覚検査」の実施について、「一定の配慮と適切な指導のもとで実施できる体制を整えるように」との通知を出し、学校で「色覚検査」が再開できるようになりました。私たちは「色覚検査」の持つ問題性と、これまでの経緯を踏まえた上で、私たちは実態を把握し、色覚による差別が再び煽られることがないように注意していかなければなりません。

学校現場から学校での色覚検査実施について「遺伝子検査なので学校で行うべきではない」という声が多く出されています。石原式検査だけで確定診断は出来ないという事実と併せて、遺伝子検査に限らず、医療現場ではない学校で「診断」すること自体が問題なのだと私たちは捉えなければなりません。

私たちひとり一人が顔や性格が違うように、健康状態や色の見え方が違うのは当たり前です。通常とは違うと見なされる人たちを排除する社会ではなく、さまざまな違った能力・特性を持つ人たちが共に支え合いながら、その人らしく生きられる社会を私たちはめざしていかなければなりません。色覚の問題は色覚特性（少数色覚）がある人の問題ではなく、実効ある環境整備や学びにより、社会が変わることで解決されるべき問題です。

### ③ 「障害」のある子どもたちの就学保障について（インクルーシブ教育）

2016年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大分県でも「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定されました。その中で、「障害」のある子どもが学習に参加する際に「障壁」となることを取り除くために必要な支援（合理的配慮）を行うことが義務づけられ、少しずつその取り組みが進んできました。何が「障壁」となっているかは、教師の一方的な見立てや思い込みではなく、保護者や子どもの願いを知ることから見えてきます。

2006年12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。その中で示されたインクルーシブ教育は、「障害」のある人となない人が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。学校の中だけでなく、就学前、学校卒業後も含めて、社会のいたるところで、「障害」のある人となない人が分け隔てられず、共に学ぶ機会が保障されることなのです。「障害」のある人が学校のシステムに合わせていくのではなく、誰もが排除されず、共に学び合えるような学校や地域に変わっていかなければならないのです。そして、インクルーシブ教育を進めるためには、「障害」のある子どもと周りの子どもたちがともに共に育ち、一緒にいることがあたりまえの暮らしの中でつながっていく取り組みが必要です。

## Ⅲ-6. 持続可能な「人権のまちづくり」に向けて

### (1) 社会教育における学習・啓発活動の充実と発展を

行政には、住民のいのちと人権を守り、くらしを高めるための学習機会を提供する重要な役割があります。学習活動は、自分自身を問い直すことで、自分の中にあるさまざまな偏見や差別意識をなくし、人権意識を高めていくことにつながる重要な活動です。あらゆる差別の撤廃とすべての人の人権の確立をめざして、人権問題についての正しい認識を育てる学習を、幅広い年齢層を対象に、さまざまな機会を通じて一層発展させていかなければなりません。

また、行政によって行われる啓発活動は、全住民に届けられるという効率的な機能を持つとともに、住民のいのちと人権を守り、正しい知識と情報を提供するという、大変重要な役割があります。だからこそ、行政が一体となって、住民が自らの課題としてとらえることのできるような内容を創意工夫し、啓発に絶え間なく取り組むことが大切です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に明記されているように「特別」なことではなく「あたりまえ」のこととして、国や地方公共団体、国民の責務として人権教育を進めていかなければなりません。そのためにも、まず行政職員の人権問題に対する正しい知識・理解のための学習を行い、人権に配慮した職務の遂行を行政総体で進めていく必要があります。そして行政施策だけではできないことを、地域や学校や事業所、NPO団体等と連携しながら、それぞれのもつノウハウに学び、市町村独自で新たな学習プログラムや学習・啓発資料を開発していきましょう。さらに、職員研修や職員の意識改革を図るとともに、推進体制や教育・啓発の内容について関係部署で十分な話し合いを持ち、行政施策へ反映させていくことで、人権のまちづくりにつなげていきましょう。

ただ、気をつけなければならないことは「押し付け」の事業ではなく住民自身が「気づく」学習内容を準備していく必要があるということです。そのためにも県内の学習・啓発活動の資料や学習プログラム、実践レポート等を集録し発刊している『子どもたちに確かな未来を～大分の進路保障・人権教育実践資料集～』や人権作文集『ひかり』等をもとに、他の市町村の取り組みから得たヒントを生かしたり、各地域と情報交換・実践交流を行ったりしながら、住民のくらしにつながる取り組みをさらに広げていきましょう。

2016年末に制定された「部落差別解消推進法」は、部落差別解消に向けての教育・啓発の取り組みや相談体制の充実、実態調査の実施などを規定しています。この法律を具現化するためには、部落問題の解決を約束する人権教育を再構築する必要があります。

県内においても「部落差別解消推進法」の施行から、行政による地域住民への啓発活動、学校では小中高校生の部落問題学習、そして教職員研修やPTA研修が、より積極的に取り組まれるようになってきました。しかし、その取り組みも県内では地域による温度差があるように感じられ、特に「今ある部落差別に向き合っていく学習」と「学びなおし」の必要性を感じています。

### (2) 地域における子どもたちの活動の充実を

「解放子ども会」や「部落解放友の会」（差別をなくしたいと願う子どもたちの県内での集い。以下「友の会」）等は、子どもたち自らの置かれている社会的立場を自覚し、地域の生活や保護者の姿をていねいとらえることを通して、差別への怒りをバネに

かまと連帯して差別に立ち向かう意欲と実践力を培い、「人権確立の主体者」となることを目的としています。「差別に負けず立ち上がる力を身につけた人間に育てたい」という保護者の思いを共有した取り組みを進めたいものです。

「解放子ども会」や「友の会」活動には、部落出身の子どもたちだけでなく、部落外の子どもたちも集い、人権確立に向けた広がりが見られます。活動においても、部落問題だけでなく幅広く人権問題を取り上げて学習を進め、人権確立の主体者としての意識を高めています。

「解放子ども会」での補充学習では、学校での学力保障の取り組みと合わせ、基礎基本の学力の定着を図ることが必要です。さらに、奨学金制度の学習や進学先の学校の仕組み等のシステム・進路の学習を位置づけることの重要性も増しています。これらの進路・学力保障の取り組みについては、各種の奨学金制度を熟知している行政と子どもたちの姿を具体的につかんでいる教職員、保護者が連携して行うことでより効果的なものにしていく必要があります。

また、「解放子ども会」で共有した課題のなかには、学校生活の課題に直結するものも多くあります。その解決にむけて、部落外の子どもや教職員とともに反差別的ななまづくりを学校全体に広げていこうという取り組みも進められています。具体的には人権集会を開催し、人権問題に関する意見ばかりではなく、学校生活の目標や課題等についても意見発表が行われ、一人ひとりの生活を見つめて、何か課題を克服する行動につなげていこうとしています。

これらの活動が、地域の子どもの置かれている現実をとらえ、そこにある課題を克服する営みとして子どもたちの側に立って創り出されていることを忘れてはなりません。こうした新たな活動を広げ、継続していくためには、より多くの地域住民が参加し、かかわっていくことが望まれます。

さまざまな人権に関わる問題について学び、反差別的な生き方をめざした活動を地域や学校の自主活動と結びつけ、広がりを持った解放子ども会活動を進めていきたいと思います。そのためには、行政・学校・家庭・地域が互いにつながっていくことが大切です。

### (3) 子どもを守り育てる地域の教育力

家庭は、保護者と子どもの信頼関係を築き、生活習慣や社会生活を営むための基礎的なルールやマナーを身につける場の一つです。また家庭教育は教育の原点であり、乳幼児期から自分自身や他者を大切にすることを態度や善悪の判断、規範意識、自立心等、人権感覚の基礎を育む上で極めて重要です。

しかし、社会環境の変化がすすんだ現在、ネット社会の拡大や経済的格差が進み、子どもや家庭をとりまく環境も大きく変化しています。物質的な豊かさの進行や生活様式の変化にともない保護者の意識も変わっていく中、地域とのつながりが希薄となり、家庭の孤立がますます進んでいます。他者とかかわる機会が激減し、誰にも悩みを打ち明けられずに、家庭の中でさえ、孤立し、引きこもっている子どもたちが増えています。また、子どもの7人に1人が相対的貧困状態（2019年度国民生活基本調査より）にあると報告されています。とりわけ、ひとり親世帯の子どもの貧困率は、前年同様の約5割とまったく改善されておらず、大変深刻です。また、コロナ禍も重なり、地域での世代間交流が難しくなっており、保護者が近隣の育児経験者に子育てのアドバイスを求めようにもそれさえできずにいます。そのため、保護者の悩みや孤独感はますます深まり、その結果、子どもへの虐待が引き起こされています。この悲しき連鎖を断ち切るためにも、周りの家族や教職員、地域のおとな等、子どもの育ちにかかわるさまざまなおとなは、「家庭教育は、その家庭だけに任せて行うものではなく、地域に暮らすおとな全員でかかわるべきもの」と強く自覚し、連携・協働の取り組みをすすめていくことが急務です。県内では、子どもの貧困の課題に向き合い、子ども食堂や居場所づくり等の支援も広がっています。

### (4) 「人権のまちづくり」に向けた地域における「人権文化」の創造を

県内各地では、地域の特色をいかした解放文化祭や人権フェスティバル等が盛んに行われています。演劇やコーラス・コンサート・展示等による発表の活動は、観る側の人々の感性に訴えるだけでなく、人間性の豊かさや魅力等をなかまとともに再発見しようとする中で、地域の人も学習し共感していくことができます。それぞれの地域によって取り組みの違いはありますが、住民一人ひとりが創造の主体者となることで、それぞれの地域で行われている活動や取り組み自体が、「人権文化」へとつながっています。また、「人権」を一部の人だけでなく子どもから高齢者に至るまで、より広くより多くの住民へ広げる重要な役割を持っています。つまり、多くの人に人権確立を語りかける機会や場となっています。

人権（を尊重すること）が「特別」なことではなく、「あたりまえ」のこととして認知される社会にしていくために、まず地域の実情をしっかりと把握し、行政が住民の側に立った人権施策を推進していくことが必要です。また、住民一人ひとりが身の回りのことに対する自らの価値観を問い直し、そして、地域での主体的推進者として、自ら直面している人権問題に向き合い、その解決にむけて努力していくことが「人権のまちづくり」につながっていきます。住民のいのちと人権を守り、くらしを高める、とりわけ子ども・高齢者のいのちと人権を守り、育ち（自己実現）を支えるまちづくりが望まれます。

こうした取り組みは行政総体として取り組むことももちろんですが、決して行政だけでやっていくものではありません。各地区の社人研（社会人権教育推進組織）の活動は欠かせません。社人研であれば、担当部署の枠を越えて学習の機会を設けることができたり、住民の実態に即した情報交換がしやすくなったりします。子どもから高齢者までのすべての住民で人権文化を創っていくためにも、地域にあるさまざまな団体、事業所等の課題を共有し、必要とされる連携を進めていきたいと思います。また、家庭教育、学校教育、社会教育をそれぞれの分野だけのものにせず、それぞれの立場でできることから具体的な取り組みを広げ、地域住民の「出会い」や「つながり」をつくっていきましょう。そのことが、未来を担っていく子ども、「障害」のある人、外国にルーツのある子どもや保護者、高齢者など、さまざまな立場の人々が生き生きと活躍できるまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

「被差別の当事者にとって住みよいまちは、すべての人にとって住みよいまちである。」そんな空気感や環境があたりまえの人権のまちづくりを進めていきたいと思います。



## 第49回 九州地区人権・同和教育夏期講座に参加して

佐伯豊南高校 渡邊 洋

最初に問題が出された「Aさんは、体調が悪くなり病院に行くときには、必ず手に包帯を巻いていきます。なぜでしょうか」(答えは最後に書きます)

### 《一般社団法人 基礎教育保障研究所 理事長 城之内 庸仁さんのお話から》

夜間中学は「あってはならない学校」であり、「なくてはならない学校」なんです。その言葉が重たかった。

2021年内閣府の調査では小中で不登校の生徒は25万人、「ひきこもり」状態にある人が15歳から39歳までで54万人、40歳から65歳までで61万にいたるといふ。「ひきこもり」状態の中の多くの人の不登校傾向にあった可能性は想像に難くない。

また、2020年の国税調査によると最終学歴が小学校が40歳未満の人だけでも7031人いる。全年齢では80万人もいる。形式的卒業生（不登校とうで学校に行けていないけど卒業証書だけもらった）人を含めるともっとふえるだろう。

1999年9月、中央教育審議会において『高校入試の可否判定にあたり、合格には一定の成績や適性が必要とする「適格者主義」の考え方を撤廃する方針を固めた。進学率が約97%に達する中、高校を「事実上すべての国民が学べる機関」ととらえ、学ぶ意欲があれば高校に入学できるよう都道府県教育委員会や各高校に徹底する』とした、しかし、定員内不合格は現にゼロではなくそれらの子どもたちも含め学びなおし、自分を取り戻す場所の確保は必要なことだと思う。また、文科省は2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」の中に、全都道府県は1校は公立の夜間中学を設置せよと通達を出している。

また、講師の城之内さんは「学ぶことは生きること。夜間中学とは自分自身を取り戻す所なんです」だと訴えた。

冒頭の問題だが私は「リストカットを隠してるのかも」と考えた。いろんな答えがあると思う。冒頭の彼の場合は「字の読み書きができない」ことが理由だった。病院に行き問診用紙に記入することができない。言葉で言われれば答えることができるけど読めないから答えられない（例えば「既往症」なんて難しいと言葉ですよ）だから、手をけがしてるから書けないんでかわりに書いてもらえますかと頼むために手に包帯を巻いて病院に向かうという。その時の彼の気持ちを想像すると辛いなぁと思う。

以前、父が入院をしているとき同室の人から「実はわし、字が書けんのです。だから、風呂に入りたくても予約表が書けん。どうしたらいいやろうか」と相談を受けたいらしい。退院を前にした父は「看護師に、わりいけど書いてっていいよ」と答えたという。

冒頭の質問がされたとき、私は字が書けないからということに思いが至らなかった。字の読み書きができる問診票は自分にとっては何の障害にもならず、簡単に出来ることだから問題にすらしていなかったのだ。情けなく思う。

そこには、「出来ないことを出来ないと言えない雰囲気（社会）」があるのだと思う。

夜間中学に通う高齢者が「先生、恥ずかしい学校に行っているって言われた」とつぶやいたらしい。学びなおすことは恥ずかしいことではないはず。学ぶことは尊いことのはずなのだ。自分の授業を、言動を振り返る。「わからない」と恥ずかしがらずに言える授業をしているだろうかと。「わかることは楽しいこと」と気づける授業をしているだろうかと。

### 《認定NPO法人ACE代表 岩附 由香さんのお話から》

少子高齢化であることは認識をしていたが、2019年の段階で、日本は15歳未満の人口の割合は世界で一番少ない。つまり、子どもはマイノリティーであるということに驚いた。そのように子どもの割合は少ないにも関わらず、「幸福と感じている」子どもの割合は2020年の調査では38か国中20位（2013年には6位だった）と非常に低いことも気になる。（データは「子ども若者白書」より）

「団体（学校）のパーパスはなんですか」との問いかけがあった。「パーパス」とは存在意義のことらしい。それは「佐伯豊南高校が地域にとってどう必要とされるか」という問いかけなのだろうと思う。また、もっと大きく考えると大学等への進学率が上がる中、「高等学校のパーパスとは何か」という問いにもなるのだと思う。

ちなみにACEのパーパスは「私たちは、子ども、若者が自らの意志で人生や社会を築くことができる世界をつくるために、子ども、若者の権利を奪う社会課題を解決します。」(<https://acejapan.org/about/mission>) より

こどもの権利条約を日本が批准して30年近く経つが私を含めどれだけの教職員がこどもの権利条約について説明ができるのだろうか。児童生徒への体罰やセクハラ研修をするとき、どれだけの学校がこの条約を使って学習をしているのだろうか。そんなことを思った。

時代は変わりつつある。むしろ変わっている。風紀面においても生き方においても、今までの自分の価値観を再度見直し、いままで「あたりまえ」と思っていたことを再度問い直す必要があるのだろう。

過去に出会ったいろんな子どもの顔を思い出し、自分自身を振り返るいい時間をもらいました。

と言いました。皮をむきながら、弟に「かわいいね。」

と言いました。弟は、

「うん。手がちっちゃい。」

と言いました。むいてみると、陽菜ちゃんも

「むいっ。」

と言いました。すると彩ちゃんが、

「陽菜ちゃんはりんたろつくんにむいてもっつて。」

と少し怒ったように言いました。陽菜ちゃんは、弟の

ところへ行きました。

私がかんをむき終ったので、彩ちゃんに

「はい。」

と言って、みかんを渡しました。彩ちゃんは

「ありがっ。」

と、「にこ」しながら言いました。すると、すぐに食べ

始めました。

彩ちゃんは、

「おっ。」

とつれそつに言いました。

弟もむき終って、陽菜ちゃんに、

「はい。」

と言っておげっていました。陽菜ちゃんは両手で受け取っ

て、

「ありがっ。」

と笑顔で言つと、彩ちゃんと私の隣にすわりました。

すると、彩ちゃんが、

「のどかわいた。」

と言いました。弟は、

「ちゅっ」と待ちちゅっつて。」

と言つて、ペットボトルに入ったお茶とコップを四つ

持ってきました。彩ちゃんが、

「彩ちゃんがつげだたご。」

と言ったので、私は

「ごご。」

と言つて、お茶をわたしました。彩ちゃんは片手でついでいたので、少し危ないなと思いました。私はペッ

トボトルの底の方をもって支えました。彩ちゃんが四つともつぎました。

つぎ終ったら、彩ちゃんが

「みんな、コップもって。かんぱーいー」と元気に言いました。

私が「ちゅちゅちゃん」と呼ばれたのは、あの一回だけでした。

くるみさんはおとなしい子だった。昼休みは自分の席で一人、本を読んでいることがほとんどだった。そんなくるみさんだが、当てられれば発言するし、帰りの会での教科連絡は、小さい声ながら、きちんとみんなに伝えていた。

そんなくるみさんが冬休み明けに書いたつづり方が「ちゅちゅちゃん」だった。おとなしいくるみさんがユーモアのあることを選んで書いていた。私はくるみさんに「みんなの前で読んでいいかな？」と聞いた。しかし、返事がよく聞きたれなかった。もう一度聞きなすと、「読んでもいいです」と私にわかるように答えてくれた。

最初に書かれた「ちゅちゅちゃん」を帰りの会で読むと、「なんでそうなるん？」と驚いたように言う子もいたし、言い間違えを笑っている子もいた。最初の文章には、彩ちゃんの年齢などは書かれていなかった。読んで後にくっくか質問すると、小さな声だったが、くるみさんはしっかり答えてくれた。

その日、もう少し詳しく書いてくれるようお願いするやうなずいてくれた。そして、それをもとに次の日の昼休み、くるみさんと机をはさんでさらに思い出し直しをした。そうしているとき、クラスメイトが横にきた。思い出し直したところを、「こうした方がもっとわかるやんな」とその子にも声をかけて、くるみさんの思い出し直しに巻き込んだ。つづり方を通して、私はくるみさんに少し近づけたような気がした。

四 おわりに

私の実践は、生活に深く切り込んだものではない。そし

て、担任ではない今、子どもたちに文章をつづらせることはなかなかできていない。しかし、授業の中で、短い文章をつづり方の書き方で書かせることがある。それは、私が子どもたちを知ることの1助になっている。

どんどん流されていく日常の中で、「ねうち」のあることに気づき、そのことを文章にすることでその意味を問い直すことを大切にしたい。また、一緒に思い出し直しをすること、子どもたちとの関係を深めていきたい。そんなことを考えている。

つづり方を実践している先輩教員からは、「教員もつづり方を」と教えられた。文章を書くこととすると、よく見ようとする、よく聞くこととする。そのことは、とりもなおさず、子どもたちのことをよく知ろうとすることにつながってくるのではないだろうか。

ありのままの事実をつづること、読み合つことで、解放され、なかまがつながっていく、そんな「生活つづり方」を大切にしていきたい。

《つづり方のかき方》

①ある日、ある時にあった出来事のうち、特に心に残つた一つの出来事を、

②本当に見たこと、聞いたこと、したことを、

③時間の通りに丁寧に思い出し、会話をに入れて、

④過去形（〜した。〜ました。）で終わる文で書く。

楽しかったことがあったのなら、「楽しかった」と書かずに、その時あった出来事（人の動作、ようす、会話、しぐさ、顔色、その場の雰囲気、そこにあるもの、のようす、色、動き、におい、形、大きさ、かたさ、味なども）よく思い出して、あじのままに書く。

まだ文章が書けない低学年では、絵を描かせて、その絵のお話を先生が聞きとって書くことも。

県人教専門委員からの記事です。日々の「つづる」ことを通して、子どもたちを見つめていきたいという思いで、縦書きで書いています。

## 県人教専門委員から

# 「つづる」ことを通して

### 一 はじめに

大学を出てすぐに勤務した中学校では、四月の初め、「教師第一声」があった。その学校で、「子どもたちに『自分のことを話さない』、と言いつのなら、まず自分（教員）から話さなければ、子どもたちは話してはくれない」と教えられた。

「教師第一声」では、中学二年生から入ったバレーボール部で人間関係がつかれず孤独を感じていたこと、うまくいっていない自分と父との関係のことなど、それまでの人生を振り返ってありのままを話した。子どもたちがどう受け止めてくれるのか不安もあったが、やんちゃな子どもたちも、静かに聞いていた。それまで自分のことを話したこととは一度もなかった。話したところでも何も変わらないと思っていたこともあって、心の中にさまざまな思いを閉じ込めていた。

話をした日の放課後、第一声を話しているとき同じ教室にいた先輩教員から「涙流しながらやったりさっけさっけとしたやろ」と言われた。そのことは今になっても忘れられない。

その学校は、ムラのある学校だった。「教師第一声」が、解放教育の一端だったことに気がついたのは、後になってからのことだ。

### 二 生活つづり方と出会って

それから数年後、研修会で「生活つづり方」に出会った。講演を聞いて、「これは「第一声」と同じではないか」と思った。「あじのまます実」を文章にしていく、そのことは、

自分自身を見つめ、解放することにつながるのではないか、という点で同じではないかと思ったのだ。

けれど、「生活つづり方」と出会っても、一体何から取り組めばいいのか全くわからなかった。その時わかったのは、「あじのまます実を、時間の通り、会話を入れて書く」というくらいだった。

その後参加した研修会で、「日々の生活の中にある小さな大切なこと」「ねうち」のあること」に気づくために、「題材探し」から始めること、会話を入れて、過去形で書くこと、丁寧な思い出しで推敲（思い出し直し）をすること、そしてクラスで読み合うことが、「生活つづり方」の手法であることを知った。

また研修会で「思いは事実の中にある」という言葉を聞いた。子どもたちは、文章の最後に、例えば「楽しかった」など、思いをまとめて書くことが多い。けれど、丁寧な生活つづり方で書かれた文章を読むと、「楽しかった」と書かれていなくても、その楽しさが鮮明に伝わってくる。

子どもたちの言葉で、子どもたちの心をひらきたい、子どもたちをつないでいきたい、そんな思いで生活つづり方の入り口に立った。

### 三 つづり方「さちこちゃん」を通して

数年前、中学一年生を担任した時のことだ。担任をもつといつも思うのだが、この年も、つづり方のある教室にしたい、と思った。

まずは「題材探しから」と学んでいたもので、短くても日記を書かせたいと思った。日々の生活の中の小さなことでも、「ねむせ」のあること「あじのまます実」にならなくても、ねらいの一つだった。

学年で小さな日記欄がある生活記録ノートを持たせることになった。その日記欄には、身長を気にしている子が身長を測りに行ったこと、家族が熱を出したこと、昼休みの友だちとの会話など、さまざまなお話が書かれていた。しかし、まとまった文章を書く時間はなかなか取れなかった。

五月の体育大会が終わった後、ようやく一時間がとれた。振り返りとして、「過去形で会話を入れて書く」ことだけ

を教えて書かせた。書きあがると、「〜しました。」で終わっていることがいいね、カギカッコを使って書いているところがいいね、と子どもたちに紹介した。

それから行事の後や長期休暇明けなど、何度かつづり方を書かせた。その中の一つが「さちこちゃん」だ。

## さちこちゃん

くるみ

十二月三十日(日)に、石井のおじいちゃんの家で、もちつきがありました。お母さんと弟の三人で行きました。

私はついたおもちを丸めました。少し休けいしようと思ってこたつに行きました。弟も来て、二人で座ったら、いとこの子どもの、四歳の彩ちゃんと二歳の陽菜ちゃんが来て、こたつに入ってきました。そして、「名前何?」

と彩ちゃんが言いました。私は、

「くるみ。」

と言いました。すると、彩ちゃんが、

「さちこちゃん、一緒に遊ぼう。」

と言って、私の手を握ってきました。さちこちゃんって誰?と思ったら、私のことでした。

なんで、「くるみ」が「さちこ」になったのかなと思います。彩ちゃんはすぐに手をはなしました。

私は弟と一緒に笑いました。そして、弟が、

「くるみは、くるみ。」

と笑いながら言いました。彩ちゃんも恥ずかしそうに笑っていました。

こたつに入っていたら、彩ちゃんが、

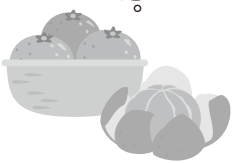
「みかん食べたい。」

と言ったので、みかんを持ってきました。

「むいて。」

と彩ちゃんが言いました。私は、

「はい。」



## 懐かしい同和教育(3) ～寺澤 亮一さん～ 輝いていた「かかわり」「変革・転生」「なかまづくり」

「(被)差別の現実から深く学ぶ」という同和教育スローガンは「人権教育」のスローガンにも引継がれています。しかし活動方針に載せているだけでは内実は生まれません。

被差別の中で呻吟する子どもや親たちの現状を無視していた差別的な当時の教育界の中で、差別の現実に胸痛め、見過ごすことができないとして動き始めた一握りの教師たちの輪から、1953年、全同教は結成されました。この子らのために何が出来るのか、問題に突き当たりながら手探りの実践が各地で始められていきます。指導書やマニュアルもなく、指導者がいたわけでもありません。愛情と良心、正義と情熱が原動力でした。

長欠・不就学の子どもを登校させるために、保護者との真剣な対話が続きました。教科書、学用品、衣服等を整える条件整備。差別視・いじめ問題への対応と克服。遅れている学力回復の課題。夜間学校の開設。卒業後の進路問題の解決等々…。「差別の現実から深く学ぶ」営みは、教育・運動・地方行政の連携の中で模索され取組み始められていきます。まさにそれは日本の「民主教育の基底を拓く」営みでした。今回は「輝いていた『かかわり』『変革・転生』『なかまづくり』」をサブタイトルにしました。そのことを懐かしみます。

### 輝いていた「かかわり」「変革・転生」「なかまづくり」①

1957年、「全同教」が結成されて4年目。奈良では同和教育の先達である6名の先生方が執筆された実践記録集「部落の子」(汐文社)が出版されています。次の引用は、その年の12月8日号の「週刊朝日」に掲載された書評の一節です。

「本書に執筆した六名の教師は、どこに解放の道を見つけようとしているのであろうか。同和教育という特別な教育の理論はない。子どもたちの姿をありのままにつかみ、彼らの解放への意義を高め、そのための知性を身につけさせる—差別と貧困を自分たち自身のものとし、国民的なものとして意識させ、その知性を高めることと、彼らは結んでいる。困難な問題と取組み、お互いの経験を討議し、政治論や教育理論に走らず、子どもを正しく見なおすのを出発点とするという彼らの結論を高く評価したい」(この道を歩みつづけて—松浦勇太郎—明治図書から。傍点寺澤)

「困難な問題と取組み、お互いの経験を討議し、政治論や教育理論に走らず、子どもを正しく見なおすのを出発点とする」営みは今も健在でしょうか。指導書やマニュアル頼みが主流になっていなければよいが…。「靴べらしの同和教育」と呼ばれていた言葉が懐かしいです。

「部落の子」の執筆者である中村拡三先生や佐々木一行先生を支えられた松浦勇太郎先生がいつも「真(まこと)の教育」と語られたのを昨日のように思い出します。

### 輝いていた「かかわり」「変革・転生」「なかまづくり」②

「非行は宝だ」と言えば、今の先生方はどう受け止めるのだらう。「何故、どうして」と訝るのが関の山かもしれない。酒と博打にのめりこむ父親、父親に反発しながらも荒んでいく息子。彼が学校を休んでくれた方がいいと思いついても、「子どもを正しく見なおすのを出発点」とすることを逸らすことはなかった教師たち。「かかわり」続けた実践はやがて大きな喜びをもたらしていきます。

何が父親を荒れさせたのか。「父親のことをわかってよ」というはたらきかけの中で、中学生の彼は「差別と貧困を自分たち自身のもの」として受けとめ、「解放への意義を高め、そのための知性を身につけよう」とし始めます。父親が悪いのではないのだ。父親をこんなにさせたものがある。それは自分にも向かってきている。差別に負けてはいけないのだ。父親はきっと自分以上につらかったのだ。このとき彼の「変革・転生」は確かなものとなっていきました。そこまで教師は彼と一緒に歩いたのです。さらにその先に、「理解し、つながり支え合い、ともに高まっていく」集団づくりがありました。同和教育が創造し遺してくれた「なかまづくり」の向こうから、「非行は宝だ」「非行は差別に負けた姿だ」と叫んだ教師たちの声が聞こえてきます。

寺澤 亮一

### こちら編集部

HF2023は多くの方に中津までお越しいただきました。運営面でいろいろとご協力いただきました。「人間の尊厳や自由、平等は与えられるものでなく、自ら回復し、獲得するもの(記念講演講師 駒井忠之さん)」4年ぶりの全体会から歩みをすすめたいと強く確認しました。(りよ)